

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県新座市畑中三丁目1番5号

氏 名 株式会社 クマクラ
代表取締役 熊倉 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成18年 1月 7日

許可の有効期限 平成23年 1月 6日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え保管除く：汚泥、廃油、ゴムくず
以上3種類

積替え保管含む：燃え殻

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）

紙くず、木くず、繊維くず

動植物性残さ

金属くず（自動車等破砕物を除く）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（がれき類及び自動車等破砕物を除く）

がれき類

以上9種類

※ 営業の範囲は、さいたま市及び川越市を除く埼玉県の区域とする。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

処理（保管）施設の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字上富字緑1600番3、1600番10 以上2筆

（面積 4,740㎡）に限る。

施設において保管する産業廃棄物の種類並びに能力等は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬業に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
昭和53年 1月23日	指令環第 1618号	新規許可
平成 8年 1月 8日	—————	変更届（商号変更）
平成 9年10月13日	指令廃対第 742号	変更許可
平成17年 9月13日	—————	変更届（保管面積の変更）
平成18年 1月 7日	指令西環第 1-238号	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管の高さ等
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（がれき類及び自動車等破 砕物を除く。）、 がれき類	55.0㎡	2.5m
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（がれき類及び自動車等破 砕物を除く。）、 がれき類	150.0㎡	2.5m
紙くず、木くず、繊維くず	129.0㎡	2.5m
動植物性残さ	12.5㎡	蓋付8㎡コンテナ1個
燃え殻	25.0㎡	8㎡コンテナ2個

KUMAKURA
SAMPLE